

令和 2 年 12 月 25 日

有峰県立自然公園における林道整備計画の見直しを求める要望書

富 山 県 知 事

新 田 八 朗 殿

富山県南東部の常願寺川水系和田川支流上流域に位置する有峰県立自然公園には、我が国の日本海側冷温帯性落葉広葉樹林を代表するブナ林をはじめ、ミズナラ林、クロベ林、オオシラビソ林等から成る天然林が分布しています。1960年に建設された有峰ダム（標高 1089 m）によって生じた有峰湖を中心に、11,600ha の面積を有する本自然公園内には、山岳地形に沿って山地帯から亜高山帯まで、多種多様な野生動植物が生育・生息しており、希少種・絶滅危惧種も数多く分布しています（資料 1）。1958 年、和田川流域 7,092ha の森林が所有者である北陸電力から富山県に移譲され、その後富山県による森林の管理が行われてきましたが、1972 年に伐採が禁止され、翌年 1973 年には県立自然公園に指定されて現在に至っています¹。本自然公園内には、富山県希少野生動植物条例で県指定希少野生動植物に指定されている「ハクバサンショウウオ (*Hynobius hidamontanus* Matsui)」²も生息しています。

この有峰県立自然公園内の富山県富山市有峰地域において、「富山県緑豊かな森林整備計画」の中の「山のみち地域づくり交付金」事業³による、大規模林道高山・大山線未舗装区間である有峰林道東岸線（一般車両通行禁止）を対象とした林道の拡幅・舗装化を行なう計画が報道されました（資料 2）。一方、近年行われた富山県爬虫両生類研究会の独自調査の結果、計画路線周辺が絶滅危惧種であるハクバサンショウウオの国内最大級の繁殖地になっていることが明らかとなりました（資料 3）。ポスト 2020 生物多様性枠組におけるエジンバラ宣言⁴にありますように、国際社会は今、生物多様性の損失に歯止めをかけるため、

¹ 有峰森林文化村基本構想 < http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00001811/00421241.pdf >

² 環境省レッドリスト絶滅危惧 IB 類 (EN)、富山県レッドリスト絶滅危惧 I 類、国際自然保護連合レッドリスト絶滅危惧 (EN)

³ 富山県農山漁村地域整備計画 < http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00009514/01346398.pdf >

⁴ ポスト 2020 生物多様性枠組におけるサブナショナル政府、都市及び地方自治体のためのエジンバラ宣言 < <https://www.gov.scot/publications/edinburgh-declaration-on-post-2020-biodiversity-framework/> >

変革をもたらすための強力かつ大胆な行動を取ることを地方自治体に強く求めています（資料4）。このような情勢の中で本事業が行われた場合、政府が推し進める SDGs の生物多様性保全の考え方にも相反する工事と受け取られ、県民や国民、そして国際社会からも大きな批判を受けることは避けられないでしょう。日本生態学会中部地区会は、富山県による林道整備が計画通り行われた場合、下記の理由によりハクバサンショウウオを含む両生類をはじめとした希少種・絶滅危惧種の個体群存続に重大な影響が及ぼされる可能性が高いと判断し、事業主に対して林道整備計画の見直しを次のように要請します。

1. 富山県富山市有峰地域の有峰林道東岸線整備計画については、林道近辺に多数分布する絶滅危惧種ハクバサンショウウオの国内最大級の繁殖地等を保全するため、現状路線の拡幅・舗装化計画を中止すること。
2. この森林整備計画の目的である林道の利便性向上によって得られることが期待される便益については、整備済みの西岸線等を含め、東岸線以外の既存路線や施設を活用する等、有峰県立自然公園が誇る生物多様性の保全を担保した上で計画の見直しを行うこと。
3. 富山県においては、富山県立自然公園条例⁵、富山県希少野生動植物保護条例⁶、富山県生物多様性保全推進プラン⁷、富山県 SDGs 未来都市計画⁸、とやまの未来創生に関する富山県と北陸電力株式会社との包括連携協定⁹等、各条例や指針と本事業との整合性を図り、生物多様性基本法に則りながらポスト 2020 生物多様性枠組を見据え、生物多様性の劣化を引き起こすことのない生態系サービスの利用を原則として事業計画を見直すこと。

日本生態学会中部地区会は、生物多様性の保全を考慮した林道整備計画の見直しに対して、協力を惜しみません。

⁵ http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000377.html

⁶ http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00001505.html

⁷ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1709/kj00014287.html

⁸ http://www.pref.toyama.lg.jp/cms_sec/1002/kj00020806.html

⁹ <http://www.rikuden.co.jp/press/attach/19101502.pdf>

一般社団法人日本生態学会

中部地区会 会長 大塚 俊之

(岐阜大学 流域圏科学研究センター 教授)

[地区会事務局*] 〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1-1

岐阜大学流域科学研究センター内

*令和2年12月31日まで

[問い合わせ先]

日本生態学会 理事(自然保護担当) 和田 直也

(富山大学 学術研究部理学系 教授)

〒930-8555 富山県富山市五福 3190 富山大学 研究推進機構 極東地域研究センター

Tel. 076-445-6678; Fax. 076-445-6549 ; E-mail: wada@sci.u-toyama.ac.jp

(本件に関わる連絡の必要がありましたら、上記までお願いいたします)

記

- 1) 絶滅危惧種ハクバサンショウウオについて、その産卵場所を含む生息水域の多くが林道整備予定地の林道際に分布しており（資料3）、計画が遂行されると多くの産卵場所が直接破壊され消失する恐れがあります。さらに、これまで維持されてきた林道周辺の湿性な森林環境が乾燥化に向かい、非繁殖期における生息環境にも大きな影響を及ぼしかねません。産卵場所を含む生息水域を人工繁殖池として新たに造成し移植（移設）を行うことが代替措置として考えられますが、本種を含む山地性サンショウウオ類ではこれまでそのような移植の前例がなく技術的に確立された手法がありません。他のサンショウウオ類における移植（移設）では、移植後の環境の維持管理や環境収容力に応じた個体数管理、そして継続的な個体群モニタリング等の技術的な課題が指摘されており¹⁰、このような課題を克服するためには実に多くの労力と予算、そして時間が必要です。このような課題に取り組みながら代替措置を実行することは、地域住民による持続的な協力が得られない本地域においては極めて困難であると予想されます。
- 2) ハクバサンショウウオ以外にも、ナガレタゴガエル（富山県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）、ヒダサンショウウオ（富山県レッドリスト準絶滅危惧）、アカハライモリ（富山県レッドリスト準絶滅危惧）等の両生類の生息が確認されています。ハクバサンショウウオと同様にこれらの希少種についても、繁殖期における安定した水域と非繁殖期における湿性の森林林床環境が良好に維持されなければなりません。本林道整備事業は、これら両生類の各地域個体群についてもハクバサンショウウオと同様な影響が及ぼされることが懸念されます。
- 3) 富山県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に指定されている小型哺乳類のカワネズミが、有峰林道湖周線周辺の沢を含む森林に生息することが確認され

¹⁰ 長谷川啓一・上野裕介・大城温・神田真由美・井上隆司・大澤啓志（2015）全国の道路事業における両生類移設の傾向と技術的課題-自然環境保全技術の向上に向けた事例分析-。第43回環境システム研究論文発表会講演集，297-302。

ています。本種はハクバサンショウウオ同様に水系に強く依存して生活しており、その生息状況は人工構造物の存在に大きく左右されます。これまでに西岸線、東岸線周辺のいずれの沢にも生息が確認されていますが、人工構造物の多い西岸北部では生息が確認されていません¹¹。舗装道路のような水域環境に大きな影響を及ぼす人工構造物の増加は、こうした希少種の生息にも影響が大きいと考えられ、ハクバサンショウウオ等の両生類と同様にその個体群存続のための配慮が必要です。

- 4) 有峰湖周辺の地域は、中部山岳国立公園に接し、富山県内としても日本全国としても保全優先度の高い地域として評価されています（資料1）。このような生物多様性の高い地域については、希少種・絶滅危惧種の個体群衰退を招かないような、適切な管理と保全施策が地方自治体に求められています（資料4）。

以上

¹¹ 藤重健・石田寛明・安田暁・宮本秋津・横畑泰志（2016）富山県有峰地域におけるカワネズミの生息調査. 森林野生動物研究会誌, 41: 33-38.

<資料 1 >

「日本の生物多様性地図化プロジェクト」ウェブサイト¹より求めた事業計画地を含んだ地域（10km×10km）における生物多様性の基本情報。絶滅危惧種の種数は、植物、哺乳類、両生類それぞれにおいて、30種、5種、3種となっており、富山県内としても日本全国としても保全優先度の高い地域として評価される。事業計画地の東岸線林道周辺には、ハクバサンショウウオ（環境省レッドリスト絶滅危惧IB類（EN）、富山県レッドリスト絶滅危惧I類、国際自然保護連合レッドリスト絶滅危惧（EN））の他、ナガレタゴガエル（富山県レッドリスト絶滅危惧II類）、ヒダサンショウウオ（富山県レッドリスト準絶滅危惧）、アカハライモリ（富山県レッドリスト準絶滅危惧）の4種の希少種が確認されている。



¹ <https://biodiversity-map.thinknature-japan.com>



ポスト 2020 生物多様性枠組におけるサブナショナル政府、都市及び地方自治体のための
エジンバラ宣言
(愛知県・イクレイ日本 仮訳)
2020 年 8 月 31 日

前文

私たちサブナショナル政府、都市及び地方自治体は、生物多様性条約締約国からも期待が寄せられている「ポスト 2020 生物多様性枠組におけるサブナショナル政府、都市及び地方自治体のためのエジンバラ・プロセス」への参加者・貢献者として、生物多様性の喪失と気候変動が私たちの生活や地域社会に与える重大な影響について、深く懸念しています。私たちの環境、インフラ、経済、健康や心身ともに満たされた状態（ウェルビーイング）、そして自然を楽しむことに対する影響は、すでに目に見える形で現れています。実際、新型コロナウイルスの世界的な大流行は、自然と調和して生活することの重要性を私たちに再認識させました。健全な生物多様性とそれがもたらす生態系サービスは、パンデミックの発生中も収束後においても、強靱な都市や地域の実現人々が心身ともに満たされるためには必要不可欠な要素であるとともに、復興の中心に据えるべきものです。

中略

行動の呼び掛け

このため、私たちサブナショナル政府、都市及び地方自治体は、生物多様性条約の締約国に対し、以下のことを求めます。

- I. 生物多様性の損失に歯止めをかけるために、IPBES の地球規模評価報告書に記載されているように、変革をもたらすための強力かつ大胆な行動を取る。
- II. ポスト 2020 生物多様性枠組の 2050 年ビジョンと、ゼロ・ドラフトで示された 2030 年ミッションを実現する上で、サブナショナル政府、都市及び地方自治体が果たすべき重要な役割を認識し、またその認識を、目的と目標のためのモニタリングを含めた枠組本文の中で明確に位置付けること。
- III. ポスト 2020 生物多様性枠組にサブナショナル政府、都市及び地方自治体を一層取り込むための新たな決議について COP15 での採択を支持すること。この決定は、決定 X/22 で承認されたように、サブナショナル政府、都市、その他の地方自治体の生物多様性に関する行動計画（2011-2020 年）を踏まえて構築・更新され、今後 10 年間、ポスト 2020 生物多様性枠組に対するサブナショナル・都市・地方レベルでの実施に向けた志を大幅に高めるものである。
- IV. ポスト 2020 生物多様性枠組の実施を支援するために、多様な利害関係者のためのプラットフォームを設立し、サブナショナル政府、都市及び地方自治体の代表の立場を確保すること。

私たち、サブナショナル政府、都市及び地方自治体は、締約国とともに、ポスト 2020 生物多様性枠組を実現するという課題に立ち向かい、投資を確保し、今後 10 年間、刷新・大幅に強化された「サブナショナル政府、都市及び地方自治体のための行動計画」を通じて、この枠組みの実施においてより強力な役割を果たす準備があります。